

国保京丹波町病院給食業務委託 指名型プロポーザル実施要綱

平成25年1月29日

京丹波町医療政策課

1 案件概要

(1) 案件番号

25-C03T

(2) 案件名

平成25年度 国保京丹波町病院給食業務委託

(3) 目的

指名型プロポーザル方式により、国保京丹波町病院における病院給食業者の選定を行うものである。

(4) 業務履行場所

国保京丹波町病院（京都府船井郡京丹波町和田大下28番地）

(5) 契約期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日

（京丹波町長期継続契約に関する条例第2条第3号等により3年間）

2 予算

委託料の上限は、46,494,000円（3年分、消費税及び地方消費税含む／給食材料費は含まない）

3 支払方法

月額給食業務委託料及び食材料費について、各月末締めとし、翌月末日までに現金振込みにて支払う。

4 契約の相手方の決定方法

指名型プロポーザル方式により選考を行なう。提出書類の審査及びプレゼンテーションヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査し、契約の相手方となる候補者を特定する。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、別に定めがあるほかは、プロポーザル実施公表の時点において、次に掲げるすべての要件を満たしている者から指名するものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 平成25年度において、「給食業務」における京丹波町の入札参加資格を有する者。
- ③ 一般病床100床以上の国公立病院において、患者給食業務（献立作成、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう）の受託実績を、継続して2年以上有する者。
- ④ プロポーザル実施公表の日から、受託候補者の特定の日までにおいて、京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年10月11日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 基幹営業所を近畿内に有すること。

- ⑥ 財団法人医療関連サービスマーク振興会による患者給食業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者。
- ⑦ 社団法人日本メディカル給食協会の会員である者で受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員との社会的に関係がある者でないこと。これに違反していることが判明した場合は、不適とするものであること。

6 提案書の評価基準

- ① 会社の業務概要及び業務受託実績について
会社の経営基盤、業務体制、病院給食業務の受託実績、ISO及び環境に配慮した取り組み
- ② 業務運営の基本的考え方及び事前準備業務について
業務運営方針、病院職員との協力体制、事前準備業務の内容
- ③ 給食業務運用の実施方法について
材料調達方法及び考え方、調理作業の考え方・留意事項、配膳・下膳等の考え方、患者満足度向上にかかる方策、クレーム対処方法、食数等変更時の対処方法、患者サービスの対応方法
- ④ 給食業務に係る衛生管理について
食材受入及び調理時の衛生管理方法、二次汚染防止に係る方策、施設設備・調理器具等の衛生管理方法、衛生管理に係る体制
- ⑤ 従事者等の配置計画及び組織について
従事者等の配置計画の考え方、タイムスケジュール及び人員配置
- ⑥ 職員等の教育・研修について
教育・研修の内容、方法等
- ⑦ 危機管理について
不測事態発生時の対応策
- ⑧ 委託料の参考見積り価格について

7 手続等

指名を受けた者には「プロポーザル提出要請書」により通知する。受理後は、下記に従って関係書類の提出等を行うものとする。

(1) 質問の受付及び回答

ア 問い合わせ期限

平成25年1月29日(火)から平成25年2月5日(火)午後5時まで

イ 問い合わせ方法

指名を受けた者は、質問書(様式第2号)により、ファクシミリにて質問することができる。(ファクシミリ以外は受け付けない。)

なお、手続き及び様式等に関する質問は、電話で受け付ける。

ウ 問い合わせ先
京丹波町監理課

エ 回答方法

回答は、平成25年2月8日（金）午後5時までに、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

(2) 提出書類及び様式

① 参加資格確認書類

ア 営業経歴書

イ 事業概要

ウ 受託実績

エ 登記簿謄本

オ 財務諸表

カ その他参加資格を証する書類（患者給食業務に関する医療関連サービスマークの認定、社団法人日本メディカル給食協会の会員、代行保証が確認できる者である）

② 技術提案書

ア 原則としてA4版用紙で作成すること。

イ 様式は特に定めないが、評価基準を網羅する内容であること。

③ 以上、別途送付する資料以外は京丹波町ホームページ入札情報からダウンロードすること。

(3) 提出期限

ア 提出期間

平成25年2月12日（火）から平成25年2月22日（金）午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出部数

正本（押印のあるもの）1部、写し5部

エ 提出先

京丹波町監理課

(4) ヒアリングの実施予定

ア 実施予定日

平成25年2月27日（水）

イ 実施場所

国保京丹波町病院内

ウ 実施内容

技術提案書の内容について、30分以内で説明することとする。

なお、当日の資料追加は認めない。

また、提案終了後に質疑応答を行う。

エ 説明者

3名以内とする。

オ その他

ヒアリングの詳細については、別途連絡する。

(5) 技術提案書の特定

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

また、選定結果については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

8 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- ① 参加資格要件に満たない者
- ② 提案書期限に遅れた者
- ③ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ④ 提案書類に虚偽の記載をした者

9 その他

本提案競技の提案書提出の日から、選定委員会において選考が終了するまでの間に、選定委員又は事務局に対する営業活動を禁止する。

10 問合せ先・提出先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号（直通） 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

11 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 技術提案書特定後に提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限必着とする。
- (7) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (8) 本案件は、平成25年度の予算成立を前提として、準備のために行うものであり、平成25年4月1日の契約を予定している。なお、平成25年度予算議決が得られなかった場合は、契約しない。
- (9) 京丹波町ホームページ入札情報のURLは次のとおり。

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei_nyusatsu_jyoho.asp?gsid=37